

## 神川町中小企業者等物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受ける町内中小企業者等の負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内で、神川町中小企業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、この告示に定めるもののほか、神川町補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年神川町規則第51号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる中小企業者等（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店所在地を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主
- (2) 令和6年4月1日以前から事業を営んでおり、今後においても事業を継続する意思がある者
- (3) 直近の確定申告における売上高又は事業収入額（農業者にあつては農業収入額）が50万円以上である者
- (4) 町税等の納税義務者であつて町税等に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象者から除くものとする。

- (1) 主たる収入が太陽光発電設備による売電収入である者
- (2) 個人事業主にあつては、主たる収入が事業収入以外の者
- (3) 神川町暴力団排除条例（平成24年神川町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に関し同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を行う者
- (5) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、5万円とし、支援金の交付は、同一の中小企業者等につき1回限りとする。

### (交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神川町中小企業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (2) 直近の確定申告書類の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、店番、口座番号及び口座名義人フリガナの確認ができるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 支援金の申請期間は、町長が別に定める。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、支援金の交付の適否を決定し、その結果を神川町中小企業者等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付することを決定したときは速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、第6条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の交付決定を取り消すときは、神川町中小企業者等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、当該対象者から当該支援金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整備等）

第10条 交付決定者は、支援金交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 交付決定者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付決定者に係る第8条から第10条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。